

秋田市長 穂 積 志 様

秋田市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 柴 田 一 宏

保有個人情報不存在による不開示決定処分に関する諮問について（答申）

平成28年12月13日付け福総特第29号で諮問のありました事案について、  
下記のとおり答申します。

## 記

### 1 当審査会の結論

秋田市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年8月10日付け介保第290号により、審査請求人の「平成27年10月20日より私を施設内敷地内出入立入禁止にした（母への面会、介護を遮断）理由の届け－〇〇〇から出された－」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対して行った不存在による不開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

### 2 審査請求に至るまでの経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年7月29日付けで秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、実施機関に対し、本件請求文書について、保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、当該開示請求に対し、平成28年8月10日付け介保第290号で条例第17条第2項の規定により本件処分をし、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、平成28年10月21日付けで本件処分を不服として実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を行った。

### 3 審査請求人の主張

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消し、開示するとの裁決を求める。」  
というものである。

## (2) 審査請求の理由

本件処分に係る審査請求の理由として、審査請求人が主張している内容の趣旨は、審査請求書、意見書および口頭による意見陳述を総合すると、おおむね次のとおりである。

本件処分は、本件請求文書を、秋田市が「作成又は収集していないため」開示しないとするものであるが、秋田市は、本件請求文書を保持していたと考えられるから、「作成又は収集していないため」という理由は不適切である。

審査請求人が、介護保険課担当者へ本件請求文書の有無を尋ねたところ、「弁護士介入（〇〇〇）のため市役所は話せない」と回答を断ったことから、介護保険課担当者は当該施設側に弁護士が介入していたことを把握していたことになり、そのためには、施設側から「弁護士介入」の情報を得なければならないはずである。

介護保険課担当者が、弁護士が介入したという情報を得ていたということは、「誰それのどういう案件について弁護士が介入した」ということを把握しており、少なくとも当該施設が審査請求人との間で、審査請求人が施設および敷地内出入立入禁止になった件に関して弁護士が介入したことを介護保険課担当者は知っていたこととなるため、本件請求文書を所持していたものと認められる。

また、審査請求人は、介護保険課担当者へ介護保険課長との面談を依頼したが、介護保険課担当者は同様の理由により課長面談を拒否したことから、担当課として本件請求文書の内容を把握・共有していたことになる。

なお、本件請求文書について、介護保険課担当者から文書開示請求を促されたこともあり、情報が保管されていると判断した。

よって、本件請求文書を、「届け」等の名称・形式を問わず、開示すべきである。

## 4 実施機関の主張

### (1) 主張の趣旨

主張の趣旨は、「本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。」というものである。

### (2) 主張の内容

実施機関が主張している本件処分の理由の趣旨は、弁明書、意見書および口頭による意見陳述を総合すると、おおむね次のとおりである。

ア 介護保険課担当者が文書開示請求を促したことについては認めるものの、本件請求文書の開示請求を促したのではなく、審査請求人の母が入所する施設から秋田市に提出のあった事故報告書について促したものである。

イ 介護保険課担当者が、審査請求人が当該施設を施設および敷地内出入立入禁止になったことを把握していた理由は、審査請求人の知人からの電話によ

り情報を得たものであり、届出書等の提出があったからではない。よって、実施機関として本件請求文書を公文書として取得又は収集していない。

ウ 介護保険課職員が業務上知り得る情報の入手経路は、書面、面談又は電話等様々であり、その組織共有の態様についても重要度、緊急度等によって書面報告、口頭報告など一様ではない。よって、審査請求人の「届け」等の名称・形式を問わず、本件請求文書が記載された文書を開示すべきとの主張に対しては、弁護士が介入したという情報を知り得ていたから届出書等が公文書として必ず存在することにはならない。

## 5 当審査会の判断

### (1) 本件請求保有個人情報について

本件請求保有個人情報は、1に記載のとおり、本件請求文書である。

### (2) 条例上の開示義務等について

条例第2条第3号では、保有個人情報は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいい、秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号。）第2条第2項に規定する公文書に記録されているものに限るとしている。

### (3) 本件請求文書に関する公文書の存在について

審査請求人の主張は、実施機関が「弁護士が介入したこと」を知っているということは、「審査請求人が当該施設および敷地内出入立入禁止になった理由」までも知っており、その情報を当該施設から受け、公文書として所持しているはずだ、というものである。

一方で、実施機関は、「弁護士が介入したこと」を知っていたのは、あくまで審査請求人の知人からの電話により知り得たのであり、当該施設からは本件請求文書の提供は受けておらず、公文書としては保有していないと主張している。

この実施機関の主張には、特段不合理な点は認められない。

### (4) まとめ

以上のことから、実施機関が平成28年8月10日付け介保第290号により、審査請求人に対して行った本件処分は妥当である。

## 6 付言

当審査会における審議において、本件処分の対象となる保有個人情報は5(1)のとおりであるが、平成29年2月2日に実施した審査請求人の意見聴取において、「施設側から提出された文書だけに限らず、また、「届け」等の文書の名称や形式を問わず、審査請求人が施設および敷地内出入立入禁止となった理由が記載された文書を求める」という旨の申出があった。

当該申出は、当初の請求に対する本件処分後に、請求内容の趣旨を新たにする申出と認められることから、実施機関がした処分の内容を審議する当審査会においては、当該申出に係る審議を対象にすることはできなかった。しかしながら、条例の趣旨から、実施機関は本来であれば開示請求時に請求者の意図を十分に確認したうえで請求文書の特定をしなければならず、本件については、実施機関の文書の特定が必ずしも十分であったとはいえず、開示請求者が何を求めているのか等の配慮が必要であったものとする。

## 7 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
平成28年12月13日	実施機関から諮問書を受付
平成28年12月26日	審議
平成29年 1月31日	審査請求人から意見書を受付
平成29年 2月 2日	審議、審査請求人および実施機関から意見聴取
平成29年 3月24日	実施機関から反論意見書を受付
平成29年 3月28日	審議、実施機関から意見聴取
平成29年 5月 8日	審査請求人から追加意見書を受付
平成29年 6月 5日	審議
平成29年 6月30日	実施機関から追加意見書を受付
平成29年 7月12日	審議
平成29年 7月28日	審査請求人から意見書を受付
平成29年 8月23日	審議
平成29年 9月 7日	審議
平成29年 9月 7日	答申

## 8 審査会委員の回避について

本件の調査審議については、櫻庭清委員から、審査請求人との間に利害関係があると疑われるおそれがあるため、審議を回避したい旨の申出があった。

当審査会では、審議の公平性および中立性に疑義を受けないようにという櫻庭委員の意思を尊重し、この申出を全員一致で認めたものである。

したがって、櫻庭委員は本件事案の調査審議には参加していない。

(審議委員)

柴田一宏会長、天野博子委員、上田晴彦委員、中澤俊輔委員、藤盛節子委員、古谷薫委員